

人権

子どもの虐待①

あなたの気づきが子どもを守ります

保護者や同居人による「子どもへの虐待」が極めて深刻な人権問題になっています。

虐待による痛みしい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもたちを守っていきましょう。

虐待かも…と気づいたら相談・通告を

近隣の家庭の様子がおかしいと思ったら児童相談所・役場住民福祉課の担当窓口相談・通告をお願いします。

■お問い合わせ先

熊本県中央児童相談所
住民福祉課 福祉係

TEL 096 (381) 4451
TEL (62) 1111 (内線132)

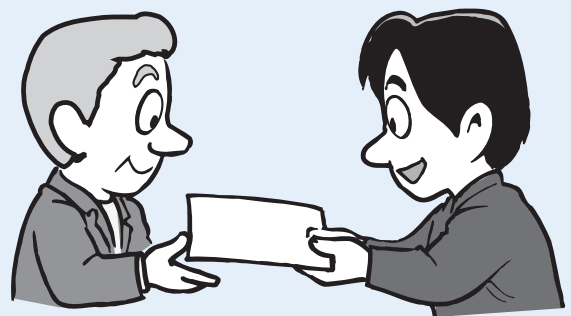


国民年金だより

国民年金保険料の免除・納付猶予について

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料を10年以内にさかのぼって納める（追納）ことができます。



ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

また、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくことになります。

※追納のお申し込みは熊本東年金事務所（TEL 096 (367) 2503）で行ってください。

●これからの年金相談（毎月第4金曜日）

9月27日（金） 10月25日（金） ※事前に予約が必要です

■お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 TEL (62) 1111 (内線132)